

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

1. 14番 大石 和央 議員

当該専決処分は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布日と施行日とに間がなく、議会を招集する余裕がないことを理由に処分されたものである。

本市では国民健康保険税条例改正においては、保険税方式を用いていることから、地方税法施行令の改正をもって改正している。「税」による県内自治体において、地方税法施行令の改正の告示前に議決している団体はないとの説明があった。

そこで以下、専決処分のあり方についてお聞きする。

- 1 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令は、令和7年2月7日に交付されている。これをもって保険税方式であっても、地方税法施行令の改正を待たずに、議会に諮った（議決した）全国自治体の事例はないか。
- 2 事例があった場合は、これは違法・不当行為となるのか。
- 3 議会の議決権からすれば専決処分は極力避けなければならない。行政の裁量として保険料方式に変える考えはないか。